

大阪市長  
松井一郎殿

## 外国籍住民も「大阪市特別区設置住民投票」に投票ができるよう大都市法第7条・大都市令第4条の改正を求める意見書を国会に提出するよう求める要望書について再質問

2019年11月20日、わたしたちみんなで住民投票！（以下みんなじゅう）は、上記件について、市会に陳情書を提出するとともに、市長にも要望書を提出しました。2020年2月3日、要望書にもとづき、大阪市副首都推進局と協議の場をもち、12月18日付要望書回答および要望書提出の翌21日の松井市長の定例会見での発言について議論しました。その際、口頭での質問には答えられないとのことだったので、再度質問書を提出いたします。

### 再質問

大都市法第8条の規定は、特別区設置住民投票の結果が賛成多数であっても、市長の特別区設置申請を義務づけてはいません。この点で、大阪市の特別区設置住民投票は拘束型ではないのではないかというわたしたちの質問に対し、完全な拘束型ではないと公式にお認めになりました。

完全な拘束型でないのなら、外国籍住民の投票が認められてきた従来の市町村合併への住民投票の考え方とほとんど変わりなく、投票資格者についてまだ検討の余地があると考えられます。

外国籍住民にも投票に参加してもらうことは、内閣府の「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指す地域主権改革の方向性にも合致します。かかる地方分権の促進を志向する今回の特別区制度に対する住民投票において、外国籍住民を排除することは、地域主権地方分権を強化してきた国の方針及び時代の流れにそぐいません。

今回の住民投票に外国籍住民も参加できるよう政府及び国会に働きかけることこそが、東京都に次いで国際化著しい大阪市の取るべき態度であると思われるが、その点どうお考えになるでしょうか？ 大阪市としての見解をおこたえください。

※協議会でも申し上げたとおり、外国籍住民に投票権を認めるよう大都市法等の改正を求めるみんなじゅうの要望書に対して、大都市法等に規定されているから外国籍住民の投票権は認められないという12月18日付け回答書は、回答になっていません。この再質問に対しては、関係部局などにお問い合わせの上、抽象的印象的表現は排除し、ご回答ください。

みんなじゅうは今後も引き続き議論の場を持つことを要望します。

### 参考 URL

地域主権改革—内閣府：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/index.html>

ともに支えあう、多文化共生社会を—大阪市：

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431477.html>